

A) 学校教育法

日本国憲法及び教育基本法で示された教育の基本理念や原則を踏まえ、学校の種類やその目的・目標・修業年限及び組織編制など、学校教育の制度・内容の基本を具体的に定める重要な法律

- ・ 学校教育法は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年～6年（大学院、短期大学）、幼稚園、高等専門学校5年、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校（以上一条校）のほか、専修学校や各種学校などについても定めている。
- ・ 各学校の設置基準、教育目標、教員の配置等が示されている
- ・ 教科用図書検定についての規定も盛り込まれている

B) 専門職大学

- ・ 2019年から創設された新制度
- ・ **実践的な職業教育**を行う新たな高等教育機関
- ・ 他に専門職短期大学、専門職学科 なども創設
- ・ 実務経験を一定期間修業年限に通算できる
- ・ 卒業・修了に必要な単位は4年制で124単位以上と従来の大学と変わらず、**実習**等による授業科目について一定単位数（**卒業単位のおおむね3～4割以上**）の修得を卒業・修了要件として規定している
- ・ 同時に授業を行う学生数を原則として40人以下とすることを規定している

C) **キャリア教育で育成すべき力（4点）**

※中央教育審議会の答申

1. 人間関係形成、社会形成能力
2. 自己理解・自己管理能力
3. 課題対応能力
4. キャリアプランニング能力

中央教育審議会 何をする？

- (1) 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

D) 中央教育審議会・H28答申 3つの柱

- ・ 知識、技能の習得
- ・ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ・ 学びに向かう力、人間性等

E) インターンシップ

- ・ 企業側の意義
  - ・ 実践的な人材の育成
  - ・ 大学等の教育への産業界等のニーズ反映
  - ・ 企業等に対する理解の促進や魅力発信

F) 学習指導要領に記載されたキャリア関係の内容

- ・ 育成すべき資質として、の三つの柱を提唱している
  - 1) 実際の社会や生活の中で生きて働く「**知識及び技能**」
  - 2) 未知の状況にも対応できる「**思考力、判断力、表現力等**」
  - 3) 学んだことを人生や社会に生かそうとする「**学びに向かう力、人間性等**」
- ・ アクティブ・ラーニング 主体的・対話的で深い学び
- ・ 特別活動 望ましい集団活動を通して人間形成を図る教育活動
- ・ 「～特別活動を要しつつ～」の特別活動
  - ★小学校段階から記述
  - 学級活動、学校行事、生徒会、クラブ活動 ★技術・家庭で記述
- ・ キャリアパスポートの導入～小学校～高校までのキャリア教育活動がすべて記入、保管でき、一貫したツールとして活用
  - ★高校生用でA4word 10ページ

G) その他教育関係のメモ

- ・ 大学の進学率は約57%（2022-12調査）
- ・ 大学院への進学率は約12%